特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	児童扶養手当に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、児童扶養手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

熊谷市長

公表日

令和8年7月9日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	熊谷市は、児童扶養手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」 という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子供を育てている家庭等に対して、児童扶養手当認定請求書等の届出により、支給要件を満たす者に対して、児童扶養手当の認定、支給および児童扶養手当証書発送を行う。 また、児童扶養手当現況届により、支給要件の確認を行い、継続認定の可否を確認する。 番号利用法に基づいて、熊谷市は、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 窓口や郵送での書類の受付や、マイナポータルぴったりサービスによるサービス検索・電子申請機能での受領を行う。
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 共通基盤システム（庁内連携システム） 5. サービス検索・電子申請機能（マイナポータルぴったりサービス）

2. 特定個人情報ファイル名
（1）児童扶養手当受給者ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表主務省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第29条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（番号利用法第19条8号に基づく主務省令） （番号利用法第19条8号に基づく主務省令における情報提供の根拠） ：第2条の表17、20、42、53、76、89、90、125、155、161の項 （番号利用法第19条8号に基づく主務省令における情報照会の根拠） ：第2条の表81の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	熊谷市こども健康部こども政策課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111　内線223
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市こども健康部こども政策課給付係 電話048-524-1111　内線292
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等（USB メモリを含む。）の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［ ○ ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	適切なアカウントの管理ができている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和6年11月1日　時点	事前	
令和6年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和6年11月1日　時点	事前	
令和7年5月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年11月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事前	
令和7年5月13日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年11月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事前	
令和7年5月13日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和8年6月19日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②　事務の概要	熊谷市は、児童扶養手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 （略） 番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	熊谷市は、児童扶養手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 （略） 番号利用法に基づいて、熊谷市は、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 窓口や郵送での書類の受付や、マイナポータルぴったりサービスによるサービス検索・電子申請機能での受領を行う。	事前	
令和8年6月19日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③　システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 共通基盤システム（庁内連携システム）	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 共通基盤システム（庁内連携システム） 5. サービス検索・電子申請機能（マイナポータルぴったりサービス）	事前	
令和8年6月19日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号利用法第9条第1項　別表第一の37の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第29条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表主務省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第29条	事前	
令和8年6月19日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（法別表第二主務省令） （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項（13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄（事務）に「児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（57の項） （法別表第二主務省令における情報照会の根拠） ：第31条	・番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（番号利用法第19条8号に基づく主務省令） （番号利用法第19条8号に基づく主務省令における情報提供の根拠） ：第2条の表17、20、42、53、76、89、90、125、141、155、161の項 （番号利用法第19条8号に基づく主務省令における情報照会の根拠） ：第2条の表81の項	事前	
令和8年6月19日	Ⅰ　関連情報 5. 評価機関における担当部署 ①部署	熊谷市福祉部こども課	熊谷市こども健康部こども政策課	事前	
令和8年6月19日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111　内線223	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市こども健康部こども政策課給付係 電話048-524-1111　内線292	事前	
令和8年6月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事前	
令和8年6月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事前	
令和8年6月19日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年6月19日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	提供・移転しない	提供・移転する	事前	
令和8年6月19日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 　不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和8年6月19日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない（提供）	接続する（提供）	事前	
令和8年6月19日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 　不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和8年6月26日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（番号利用法第19条8号に基づく主務省令） （番号利用法第19条8号に基づく主務省令における情報提供の根拠） ：第2条の表17、20、42、53、76、89、90、125、141、155、161の項 （番号利用法第19条8号に基づく主務省令における情報照会の根拠） ：第2条の表81の項	・番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（番号利用法第19条8号に基づく主務省令） （番号利用法第19条8号に基づく主務省令における情報提供の根拠） ：第2条の表17、20、42、53、76、89、90、125、155、161の項 （番号利用法第19条8号に基づく主務省令における情報照会の根拠） ：第2条の表81の項	事前	利用特定個人情報提供省令改正のため